

子ども版防衛白書は、全国約 2400 の小学校に約 6100 冊が送付

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2025年9月25日(木)

NO. 1616号

本号3頁

安保法制 10 年 国会前 19 日行動 市民団体・野党廃止訴え

安保法制＝戦争法の強行採決から 10 年となった 19 日夜、総がかり行動実行委員会と 9 条改憲 NO！全国市民アクションは「武力で平和はつくれない！強行採決から 10 年 戦争法廃止！9・19 国会正門前大行動」を行いました。参加した 2300 人が「戦争法は今すぐ廃止」「憲法生かせ」「排外主義は許さない」とコールしました。

主催者あいさつした総がかり行動実行委共同代表の菱山南帆子さんは、2015 年のたたかい以降、一人ひとりが運動に参加するハードルを下げ、全国に共同の輪が広がっていると強調。国会提出が狙われるスパイ防止法は思想弾圧に他ならないと指摘し、「力を合わせて声を上げ続けよう」と呼びかけました。



市民連合・上智大学教授の中野晃一さん、日弁連憲法問題対策本部副本部長の山岸良太さん、移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長の山岸素子さんがスピーチしました。

日本共産党の田村智子委員長、小池晃書記局長、山添拓政策委員長、立憲民主党の近藤昭一衆院議員、社民党の福島瑞穂党首が参加しました。田村氏はあいさつで、戦争法廃案を求めて国会を包囲したたたかいをきっかけにして市民と野党の共闘が広がり、衆参で自公過半数割れに追い込んだと指摘。安保法制のもとで進む大軍拡が、平和も暮らしも脅かし、軍拡増税をもたらすと述べ、「今こそ安保法制を廃止しよう。自民党政治を終わらせ、極右的潮流を許さない新しい共同を広げるときだ。一緒に頑張ろう」と呼びかけました。

東京都江東区の戦争法の廃止をめざす大島の会の男性は「沖縄のミサイル基地化などが進み、いつ戦争が起きてもおかしくない状況に危機感がある。もっと力を込めて戦争法反対を訴えたい」と述べました。

共産党田村委員長のあいさつ

みなさん、こんばんは。「戦争法案を廃案に」「憲法壊すな守れ」と 10 年前、国会を包囲した声をはっきりと覚えています。あのときの共同があったからこそ、市民と野党の共同が全国各地に広がり、きょう衆院でも参院でも、自民党、公明党を過半数割れに追い込んだ確かな力になったことをみなさんとともに確信にしたいと思っています。そして、いまこそ「安保法制を廃止せよ」「憲法守れ」の声をいっそう大きな共同として広げていくことを心から呼びかけるものです。

この 10 年、安保法制の強行が日本政治のターニングポイント、悪い方への転換点となりました。集団的自衛権行使容認の法整備をしたら、これをどうやって実施するのかと、危険な流れが次々とつくられています。外国を攻撃するミサイルが大量に配備される、沖縄の南西諸島では、こちらが攻撃したら相手からの反撃に遭って日本が戦場になることを想定した日米軍事演習が行われ、全島避難まで沖縄県民のみなさんにつきつけられる。山口、九州に行けといわれても、一体どうやって暮らしていけばいいのか、私たちのふるさとはどうなってしまうのか、こういう声此起彼伏するのは当然のことです。

しかも、とんでもない大軍拡は、トランプ米大統領からの要請によって行われている。トランプ大統領はいまや GDP（国内総生産）比 3.5%、21 兆円もの大軍拡を日本に突きつけています。こんな道を歩んでいったら、軍事対軍事、ミサイル対ミサイルがエスカレートして平和が脅かされるだけではなく、暮らしの予算が押しつぶされ、軍拡増税が襲いかかってくるのではないのでしょうか。許すわけにはいきません。

トランプ大統領いいなりの政治、この自民党政治をまだ続けるのかが問われているのではないのでしょうか。トランプ大統領は、イスラエルがどんなにガザでのジェノサイドをやっても一言も批判をせず、むしろガザをアメリカが占有しリゾート開発すると、イスラエルのジェノサイドを事実上応援しているではありませんか。イスラエルのガザでのジェノサイドにも、この場から満身の怒りをもって糾弾の声をあげましょう。

きょう安保法制から10年ということで各紙も報道しています。朝日新聞で法学者の長谷部恭男早大教授がこう言っています。

「憲法は生きている。憲法をくぐらずに合理的な安全保障政策を考えられるはずはない」「大丈夫です。専守防衛のタガを緩ませている政治家を交代させるのが正道です」と呼びかけています。

先の参院選挙では残念ながら極右的な潮流、大軍拡をけしかける政党、スパイ防止法をつくろうという政党が議席を伸ばしました。私たちは自民党政治を終わらせる、極右的な流れを断じて許さないという新しい共同を、保守的な立場の人々も含め大きく広げていくときではないのでしょうか。日本共産党はこの新しい共同を大きく広げるために先頭に立って奮闘し、何としても安保法制を廃止し立憲主義を取り戻すため全力でがんばりぬいていきます。

衆院憲法審査会の議員団、

欧州で偽情報対策を調査 国民投票を見据え

衆院憲法審査会の調査議員団が14～20日に欧州を訪問し、欧州連合（EU）やドイツ、英国の偽情報対策などの現状について当局者らから聞き取り調査を行いました。日本の国民投票制度における偽情報対策の参考にする狙い。現地で取材に応じた審査会の枝野幸男会長（立憲民主党）は、SNSを通じた外国勢力の介入への対応などについて、議論を深める必要性を示しました。

2007年に成立した、憲法改正の手続きを定めた国民投票法には、投票行動に影響を与える恐れがあるSNSの偽情報についての規制がなく、対策の検討が課題になっています。

枝野氏は20日、ベルリンでの取材に「外国勢力が介入して一番まずいのは憲法の国民投票だ」と指摘。ドイツでは内務省が選挙時に偽情報の拡散をめぐる外国勢力の介入状況を調べる態勢を強化しているなどの説明を受けた。ただ、介入の有無を調べるのに必要な技術者の確保に時間がかかっているといい、日本でも対応を進めていく必要性を感じたという。

一方、EUでは、プラットフォームと呼ばれる巨大IT企業に違法コンテンツへの対応が進んでいます。ただ、枝野氏は「政治的フェイクニュースを強力に規制するのは、「表現の自由」との兼ね合いなどで非常に困難で、EUでも答えがないとの話だった」と説明しました。

防衛力整備計画柔軟見直しを?? 防衛省有識者会議が報告書

防衛力の抜本的強化について検討してきた防衛省の有識者会議は、防衛装備品の積極的な移転や「防衛力整備計画」の柔軟な見直しなどを求める報告書を取りまとめました。

防衛力の抜本的強化に向けた施策を検討してきた防衛省の有識者会議は、19日、報告書を取りまとめ、中谷防衛大臣に提出しました。

報告書では、ロシアによるウクライナ侵攻などに触れ「世界は『力による支配』が横行する流れになりつつある」と指摘しています。そのうえで、抑止力・対処力のさらなる強化が喫緊の課題だとして、長射程のミサイルを搭載し、長距離・長期間の移動ができる潜水艦を整備するため、次世代の動力を活用することの検討も含めて、必要な技術開発を行うべきだとしています。

また、防衛装備品の移転を積極的に推進すべきだとして「救難」や「輸送」など5つの類型に限定している輸出ルールについて「国民の理解を得て移転の道を広げていくことが必要だ」としています。

そのうえで「友好関係にあり、自由や民主主義といった価値観を有し、他国から脅威を受けている国への移転については制限を設けない考え方も一案だ」としています。さらに5年間の防衛費の総額や装備品の整備規模などを定めた「防衛力整備計画」については、国際情勢の変化を踏まえ、より柔軟な見直しを検討すべきだとしています。

中谷大臣は「提言を真摯に受け止め、防衛力の抜本的強化をさらに進めていくにあたり大いに活用したい」と述べました。

◆防衛力の抜本的強化に関する有識者会議の目的

国家防衛戦略及び防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）の方針を踏まえ、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案機能を抜本的に強化し、もって防衛力の抜本的強化を実現していくにあたり、各界を代表する有識者や専門家の方々の理解と協力を得るような仕組みを構築することが必要であることから、防衛力の抜本的強化に関する有識者会議を開催するもの。

◆委員

座長 榊原 定征 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長
副座長 北岡 伸一 東京大学名誉教授

参政党の新日本憲法「構想案」を斬る 18

新日本憲法（構想案）の第四章は「国まもり」です。具体的な条文案は次の通りです。

（目的）第十五条 国は、直接間接の侵略や危難を未然に防ぎ、国民の安全及び自国の産業を守り、国家の独立を保ち、子孫に引き継ぐことを目的に、国まもりの総合的な方針を定める。

（情報及び防諜）第十六条、（経済安全保障）第十七条、（資源）第十八条は略。

（外国人と外国資本）第十九条は、大きな問題ですので、次号で触れます。

（自衛軍）第二十条 国は、自衛のための軍隊（以下「自衛軍」という）を保持する。

2 自衛軍の最高指揮権は、内閣総理大臣が有する。

3 自衛権の発動と解除は、国会の承認を必要とする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後にこれを得るものとする。

4 自衛軍及び軍人に関する事項は、法律でこれを定める。

5 軍事裁判所を設置し、その構成は法律で定める。ただし、最高裁判所に上訴する機会は保障される。

（領土等の保全）第二十一条 略。

「紛争の解決手段として戦争を選択しない」はどこへ。平和主義は放棄??

この「国まもり」の条文案、平和主義の放棄と言ってもよい条文の体裁です。

①侵略戦争への反省から生まれた現行憲法の「戦争放棄」の章も存在せず、日本国憲法の基本理念である平和主義について大きく後退しており、平和主義の放棄と言ってもよい条文の体裁です。

そもそも、「紛争の解決手段として戦争を選択しない」というのが日本国憲法の9条であり、戦争の惨禍が二度と起こることのないようにという制定の経緯が記載されたのが日本国憲法の前文でした。ところが構想案では、これらの重要な規定が完全に削除されています。

② 20条に「自衛軍」の規定において、自衛のためとして軍備を合憲化しています。自衛軍が軍事行動を起こすための条件は規定されておらず、国会の承認を要するという歯止めをかけてはいるものの、憲法上は事実上のフリーハンドとなっています。海外での武力行使につながる集団的自衛権の行使も否定していません。

③ 15条「目的」では「国は直接間接の侵略や危機を未然に防ぎ、国民の安全や自国の産業を守り、国家の独立を保ち、子孫に引き継ぐことを目的に、国まもりの総合的な指針を定める」と規定します。

構想案の15条と20条の規定と合わせて読むと、危機を未然に防ぐためであれば、日本国の領土領海領空を超えて、自衛のために他国を攻撃することも許されるという解釈が可能になってしまいます。これでは、大日本帝国憲法の下、日本国の権益をまもるためという名目のもと、他国を侵略したことの再来になってしまいます。

このように、日本国憲法が制定された過程、過去の反省に基づいて採用された平和主義を、構想案は放棄してしまったもの、と断ずるほかありません。

